

令和7年度

市有財産（物品）売却【貴金属】

実 施 要 領

富田林市 市民人権部 環境衛生課

売却の手順

入札参加申込み (持参)	入札参加希望者は、本市指定の入札参加申込書に所定の事項を記入・押印(実印)し、受付期間内に、受付場所へ持参してください。 ※郵送等による申込みは受け付けません。 公告期間 令和8年1月6日(火)から令和8年1月27日(火)まで 受付期間 令和8年1月7日(水)から令和8年1月27日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の9時～17時30分 受付場所 富田林市常盤町1番1号 市民人権部環境衛生課(富田林市役所 4階) 持参するもの①入札参加申込書 ②印鑑登録証明書 ③誓約書(法人の場合は役員に関する調書を添付) ④個人:住民票 法人:登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は全部事項証明書の現在事項証明書又は履歴事項証明書) ⑤個人:国税の納税証明書(その3の2) 法人:国税の納税証明書(その3の3) ⑥市税納付状況確認同意書 ⑦下水道使用料等納付状況確認同意書 ⑧国民健康保険料納付状況確認同意書 ⑨入札保証金還付請求書
入札 (持参)	入札保証金は、入札書を持参するまでに指定金融機関で納付してください。 下記の日時に入札を行います。 入札日時 : 令和8年2月2日(月) 午後2時00分 ※入札開始時間に遅れた場合は、入札には参加できません。 入札受付場所: 富田林市常盤町1番1号 富田林市役所5階 入札室 持参するもの①入札保証金の「納入通知書兼領収書」の原本と写し (金融機関の領収印のあるもの。) ②入札書 ③委任状(代理人により入札しようとする場合のみ) ※必要書類は申込みの際にお渡しします。
開札	入札締切後、入札場所において直ちに開札します。
入札参加 資格の審査	落札候補者の市税及び、下水道使用料、国民健康保険料の納付状況の確認、「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱」に基づく大阪府警察への照会等により、入札参加資格の審査を行います。その結果、入札参加資格を満たすと認められた場合は、落札者に決定し、その旨を文書で通知します。
契約の締結 及び 売買代金の 支払い	落札者は、令和8年3月10日(火)までに売買契約の締結を行っていただきます。 売買代金は、契約締結時に全額支払うか、契約保証金(売買代金の10%以上で、本市の指定した額)を納付し、令和8年3月25日(水)までに残額を支払っていただきます。 なお、入札保証金は売買代金もしくは契約保証金の一部に充当します。

令和7年度市有財産（物品）売却【貴金属】実施要領

富田林市が実施する市有物品売却に係る一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知の上、入札に参加してください。

件名 貴金属の売却

1.売却物品及び売却の方法

① 売却物品（下記の3種類の貴金属を一括で売却）

種類	重量
金（プレート）	236.92 グラム
銀（粒状）	749.69 グラム
パラジウム（プレート）	338.16 グラム

②売却の方法

買受人は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による一般競争入札により決定します。なお、買受人は、開札により落札候補者を決定し、その者について入札参加資格審査を行った結果、その資格を満たしていると認められた場合に、落札者として決定いたします。

③最低売却価格

- ・設定 有
- ・公表 無

2.入札参加資格 条件

当該物品の売却に参加できる者は、個人及び法人とします（本市に競争入札等参加資格の登録の有無を問いません）。ただし、入札参加申込日現在において以下のいずれかに該当する方は、当該入札に参加することができません。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (イ) 国税等（所得税、法人税及び消費税）並びに本市に納税・納付義務を有する者にあつては、市・府民税、固定資産税、都市計画税、法人市民税、軽自動車税及び国民健康保険料を完納していない者
- (ウ) 本市に下水道使用料又は浄化槽使用料（以下「下水道使用料等」という。）を納付する義務を有する者にあつては、下水道使用料等を完納していない者
- (エ) 「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）」

第3条別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

- (オ) 本市の競争入札等の入札参加有資格者にあつては、富田林市入札等参加停止要綱（令和2年富田林市要綱第7号）に基づく指名停止期間中である者
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者（同法の規定による更生計画が認可されているものを除く。）
- (キ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（同法の規定による再生計画が認可されているものを除く。）
- (ク) 代表者が同一である個人、及び法人が重複して申請された場合
- (ケ) 下記の入札参加申込みの手続きをしなかった者

3.説明会

説明会は実施しません。

4.入札参加申込み

当該物品の入札に参加する者は、下記に従って、事前に入札参加申込みを行ってください。
入札参加申込みを行わないと入札はできません。

① 入札参加申込み期間

令和8年1月7日（水）から令和8年1月27日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を
除く毎日の9時から17時30分まで

② 提出方法 **持参**

富田林市常盤町1番1号 富田林市役所4階

富田林市市民人権部環境衛生課窓口へ**直接持参**して下さい

※ 郵送等による受付は行いません。

③ 提出書類

- (1) 入札参加申込書（必要事項を記入のうえ、実印を押印）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 誓約書（必要事項を記入のうえ、実印を押印）
所定の用紙を使用し、個人の場合は入札参加者、法人の場合は役員全員が、誓約書の内容について誓約していただきます。
- (4) （個人の場合）住民票
（法人の場合）登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は全部事項証明書の現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- (5) 国税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）
（個人の場合）申告所得税・消費税及び地方消費税（その3の2）
（法人の場合）法人税・消費税及び地方消費税（その3の3）
- (6) 市税納付状況確認同意書

- (7) 下水道使用料等納付状況確認同意書
- (8) 国民健康保険料納付状況確認同意書
- (9) 入札保証金還付請求書

※ 請求書を提出されても還付しない場合がありますので、必ず下記の入札保証金の項目を参照してください。

- 上記の証明書類は、すべて原本で申請書提出時の3か月以内に発行したものを提出してください。
- 納税証明書については、発行後1か月以内のものに限ります。

④ 留意事項

- (1) 環境衛生課窓口で入札参加申込みをされたときに、入札保証金に係る納付書をお渡しします。
- (2) 入札参加申込み受理後、入札を辞退する場合も申込書類は返還しません。
- (3) 共有名義で申込み場合は、入札参加申込書及び誓約書の申込者欄、入札保証金還付請求書の請求者・依頼者欄に連名で記入して下さい。ただし、振込先は1口座を指定して下さい。
- (4) 入札申込者に関する情報のお問い合わせには一切お答えできません。
- (5) 入札申込者の名義は入札者と同じでなければなりません。またその方は、売買契約締結者と同一になります。

5.入札保証金

入札に参加するためには、入札保証金として654,500円(消費税及び地方消費税を含む。)を入札保証金として納付しなければなりません。入札保証金について、下記の事項に十分留意してください。

- ① 入札参加者は、現金により入札保証金を納付していただきます。
- ② 入札保証金は、受付時に配布します納入通知書を使用して指定金融機関で納付してください。
- ③ 入札時に入札保証金の納付が確認できない場合又は納付した額が、本市が設定した保証金額に不足があるときは、当該入札は無効となります。
- ④ 買受人となった者の入札保証金は、契約時の売買代金又は契約保証金の一部に充当します。
- ⑤ 落札しなかった者又は入札を辞退した者の入札保証金は、落札者が決定した後に、入札保証金還付請求書により還付します。
- ⑥ 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。
- ⑦ 本件入札においては、富田林市財務規則(昭和39年富田林市規則第16号)第94条

の規定による入札保証金の納付の免除をいたしません。

- ⑧ 入札保証金には利息を付しません。

6.入札

- ① 受付期日及び時間

令和8年2月2日(月)

午後2時00分

※ 入札開始時間に遅れた場合は、入札には参加できません。

- ② 入札書提出方法

富田林市常盤町1番1号 富田林市役所5階入札室へ直接持参して下さい。

- ③ 入札書・入札説明書

入札説明書を精読し、入札書は入札参加申込受付時に配布したものを使用して下さい。

入札参加申込受付時に入札書及び入札説明書をお渡しします。

- ④ 入札保証金の納付確認

「納入通知書兼領収書」(金融機関の領収印が押されたもの)の原本と写しを持参して下さい。

- ⑤ 代理人による入札

入札は所定の委任状を提出することにより、代理人に行わせることができます。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印(委任状に押印されている代理人の印)のうえ、入札箱に投入してください

- ⑥ 入札金額は、本件にかかる一切の諸費用を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7.入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となります

- ・入札書が本要領に定める方法以外の方法で提出されたとき。
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書を提出したとき。
- ・入札書に記名押印がないとき。
- ・入札金額を訂正したとき。
- ・同一の入札に対して、同一人が2通以上の入札書を提出したとき。
- ・入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ・入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

- ・不正行為により入札を行ったとき、又は行ったと認められるとき。
- ・その他入札に関する条件に違反したとき。

8.開札

- ① 開札は、入札締切り後直ちに入札者立会いのもとで行います。
- ② 入札参加者以外は開札場所への入室は出来ません。

9.落札者の決定

- ①有効な入札を行った者のうち、本市が定める最低売却価格以上で最高の価格の入札者をもって落札候補者とします。
- ②落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によりくじを実施し落札候補者を決定します。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札に関係のない本市職員がくじを引きます。
- ③落札候補者の決定後、本市において当該落札候補者に対し、入札参加資格の審査を行います。その結果、入札参加資格を満たすと認められた場合は落札者に決定します。
- ④入札参加資格の審査の結果、資格を満たしていないと認められた場合は、最低売却価格以上で次順位の価格の入札者の審査を行い、落札者が決定するまで同様の審査を繰り返します。

10.契約の締結及び売買代金の支払い

- ①落札者は、令和8年3月10日（火）までに売買契約を締結し、同時に売買代金全額を納付するか、契約保証金を納付していただきます。なお、入札保証金は売買代金又は契約保証金の一部に充当します。
- ②落札者が①の期限までに売買契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属し、返還はいたしません。
- ③売買代金の残額は、売買契約の締結日から、令和8年3月25日（水）までに本市が発行する納入通知書により納付していただきます。
- ④③の期限までに売買代金の全額の納付が無い場合は、契約保証金は本市に帰属し、返還はいたしません。

11.契約保証金

- ①契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とします。
- ②契約保証金は、売買契約の締結と同時に売買代金全額を納付する場合は不要です。
- ③契約保証金は、本市が発行する納入通知書により、入札保証金充当後の差額を納付していただきます。

④契約保証金は、売買代金に充当します。

⑤契約保証金には、利息を付しません。

12. 契約の解除

買受人が売買契約書の各条項に違反したとき、又は契約を履行しないときは、本市は契約を解除することが出来るものとします。

13. その他留意事項

売買契約について

①売買代金全額の納付があった時に所有権が移転し、物品を引き渡すこととします。

②物品は、現状有姿のまま引き渡すものとします。

③売買契約に関する収入印紙の費用は、買受人の負担となります。

④その他契約に関する費用、必要書類の費用は買受人の負担となります。

入札結果の公表について

①落札者との契約締結後、入札結果は市ウェブサイト及び環境衛生課窓口にて公表いたします。公表する事項は以下のとおりです。

市ウェブサイト・・・落札者の落札金額

環境衛生課窓口・・・全入札者の入札金額

※入札参加者名はどちらにおいても公表しません

14. 問い合わせ先

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市市民人権部 環境衛生課

電話番号 0721-25-1000 内線143